

浄化槽は戸建ての住宅等に設置され、
台所やトイレから出る汚水进行处理する優れた施設で、
地域の水環境を保つために、大きな役割を果たしています。
浄化槽機能保証制度はその大きな支えとなっています。

保証制度の仕組み

社団法人全国浄化槽団体連合会（略称「全浄連」）は、設置者に浄化槽の正常な機能を保証し、安心して使用していただくために、平成5年度から浄化槽機能保証制度を実施しています。

この制度は、全浄連に保証登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、原因者を明らかにして当該原因者による補修等を確保するものです。一方、原因者が特定できない場合や、原因者が倒産するなど原因者による措置が困難な場合には、全浄連の保証基金から、その補修の費用をお支払いします。

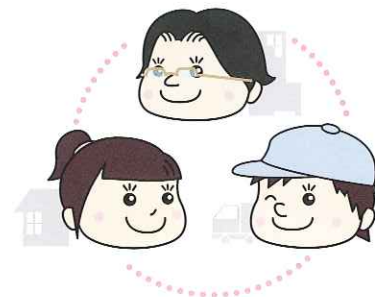


保証制度のメリット

浄化槽業界の負担で、あなたの住宅等の浄化槽が保証されます。

万一、原因不明の機能異常が発生しても、全浄連に設けられた保証基金で対処しますので、安心です。

家庭、市町村、工事業者等の信頼関係が高まります。



保証の範囲

対象となる浄化槽

登録制度（全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が実施）によって登録された浄化槽で、全浄連傘下の各都道府県協会を通じて全浄連が保証登録を行った浄化槽が対象です。

保証の対象は浄化槽本体です。便所、台所等の排水設備と浄化槽本体の流入口を接続する配管設備（流入管きょ）、流出口と処理水の放流口を接続する配管設備（放流管きょ）、その付帯設備は含まれません。

対象となる機能異常

浄化槽の適正な普及を図るため浄化槽法が制定されています。法には、正常に機能しているかを判断するために検査（第7条・第11条）が規定されていますが、この検査で施工上の瑕疵により機能異常があると判定された保証登録浄化槽が対象です。

保証の期間

保証期間は、使用開始の日から5年間です。駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年間です。

